

臨時「決算・確定申告相談会」のご案内

鈴鹿商工会議所 中小企業相談所では、従来の「決算・確定申告相談会」に加え、臨時にもう1日に急遽開催することになりました。ご相談には東海税理士会鈴鹿支部所属税理士及び当所経営指導員等が対応致します。参加費（相談）は無料です。ぜひこの機会をご利用下さい。



- 日 時 : 平成29年3月13日(月)
各日共、10時～16時 (但し、12時～13時を除く)
- 場 所 : 鈴鹿商工会議所 2階特別会議室 (鈴鹿市飯野寺家町816)
- 対 象 : 税理士未関与者でかつ前年度の特典控除前の所得金額が400万円未満の小規模事業者
(消費税の相談は前々年度の課税売上高が3,000万円以下の小規模事業者)
- 相談内容 : 対象となるのは、所得税(事業・不動産・農業所得)と消費税で、土地【収用含む】や株などの譲渡所得、退職所得、配当所得、一時所得、雑所得並びに相続税・贈与税等は対象外となります。相談は最大(両方)1時間です。時間になりましたら打ち切らせて頂きます。予めご了承下さい。
- 申込方法 : 参加申込書に必要事項をご記入の上(希望日・希望時間・相談内容【所得税・消費税】はいずれかに○をつけて)、FAXして下さい。折り返しこちらから確認のお電話をさせて頂き、申込完了となります。詳細はホームページをご覧ください。尚、e-Tax送信を希望される方は事前にお電話して下さい。
- 準備物 : 平成28年分の所得税確定申告書と決算書(又は収支内訳書)【平成27年分の所得税定申告書控と決算書(又は収支内訳書)控】、その他、生命・地震保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書など必要と思われるものと印鑑・電卓・筆記用具。消費税の相談を希望する方は消費税確定申告書等。その場で提出を希望される方(申告者本人)はマイナンバーカード(又は通知カードと運転免許証)をご持参下さい。但し、相談前に申告書類にはマイナンバーは記入しない(空欄のまま)でお越し下さい。
- 問 合 せ : 鈴鹿商工会議所 中小企業相談所 (Tel)059-382-3222 (E-mail)soudan@scci.or.jp

切 り 取 ら ず に 送 付 し て 下 さ い

臨時「決算・確定申告相談会」参加申込書 (Fax : 059-383-7667)

平成29年 月 日

フリガナ 参加者名	④	従業員数	専従者 人 従業員 人 (※ 但し、パート・アルバイト除く)
事業所名		業 種	
代表者名		開催日	平成29年3月13日
		希望時間	10時・11時・13時・14時・15時
所在地		相談内容	所得税 ⇒ 青色申告 ・ 白色申告
電話番号	() -		消費税 ⇒ 簡易課税 ・ 本則課税

※ ご記入いただきました個人情報は、厳重に管理し、「決算・確定申告相談会」以外の用途には使用致しません。